

廃棄物処理方法の概要

北海道PCB廃棄物処理施設から発生する廃棄物には、有価物として売却できるものと産業廃棄物として処理しなければならないものがあります。また、その性状から固形物と液状物に分けられ、さらに固形物は非含浸物と含浸物に分けることができます。

非含浸物としては、鉄芯・缶体等から発生する鉄、車載トランスのラジエータ等から発生するアルミ塊、コイル等に由来する銅・紙、リード線・接続部品・結束材料等に由来する複雑金属、さらに碍子があります。また含浸物としては、コンデンサの素子、トランスの部材である紙・木・プレスボードがあります。一方、液状物は処理済油、廃TCB及び廃アルカリです。

上に述べた廃棄物の中で、鉄、アルミ、銅・紙については有価物として製鉄プロセスにおける原料などに、また処理済油も有価物として焼却炉燃料用に再生利用する計画です。残りの複雑金属、碍子、素子、紙・木・プレスボード、廃TCB及び廃アルカリは、産業廃棄物処理業者へ払出し適正処理をする計画ですが、再利用可能なものはできる限り選別・分別し有効利用を進めます。

以上の廃棄物の処理方法は、下表にまとめました。

廃棄物種別処理方法

廃棄物の性状		種別名称	処理方法	マニフェスト交付	払出量 t/年
有価物	固形物	鉄	スクラップ（有価物）	対象外	520
		アルミ(塊)	アルミスクラップ（有価物）		40
		銅・紙	製鉄用成分調整剤（有価物）		10
	液状物	処理済油	焼却炉用燃料（有価物）		1,800
産業 廃棄物	固形物	複雑金属	引取先にて有価物を選別後、 残物は委託処理	対象	30
		碍子	引取先にて分別 碍子屑：路盤材又はコンク リート用骨材 電極：スクラップ		110
		素子（アル ミ箔・紙） 紙・木・プ レスボード	委託処理		260
	液状物	廃TCB	委託処理		200
		廃アルカリ	委託処理		4,400